

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 増える「不本意パート」の若者 能力発揮できる機会の拡大を

平成26年版労働経済白書が、公表されました。「春季労使交渉の大幅賃上げ」など現在の政策成果を強調しつつ、「景気回復を着実なものとするための経済の好循環の確立」を旨指すとしています。

雇用情勢の分析の中で、ちょっと気になったのが「人口に占める正社員の割合はそれほど変化していない」という部分です。

バブル経済崩壊後、「正規社員を非正規社員で代替する動きが強まった」というのは、労働の世界では定説といえるでしょう。しかし、数値データでは、確かに2003年から2013年まで正社員割合は4割前後で推移しています。「定説」と数値データのギャップを、白書では次

のように説明します。

2003年当時は、全人口に占める雇用者割合は30・4%でしたが、2013年には36・7%に上昇しました。増加したのは非正規社員で「雇用者に占める正規社員の割合は低下」しましたが、「全人口に占める正規社員の割合は維持」されているというのです。

男女別にみると、25〜34歳階層で男性の正規社員比率が下がりましたが、女性正規社員の増加によりその分は補われています。

一方、若年層ではサービス、卸・小売、製造、運輸、医療・福祉などの分野で「不本意非正規雇用労働者（正社員として働ける会社がない人）」が増加しています。

つまり、2000年代の職場から淘汰されたのは、子育て世代の男性正社員（昔は一家の大黒柱と呼ばれていたグループ）です。

若者層は、対面顧客サービス等で不安定な就労を続けています。彼らが年齢を重ね、子育て世代になっても、専門・高度技能を発揮するポストに就く可能性は高くありません。「正社員比率は維持されている」という分析は言い訳じみている気がします。

「働かない中高年男性」に高い賃金を払う必要は毛頭ありませんが、「不本意な働き方」をする若者にチャンスを与えるのも経営者の社会的責務ではないでしょうか。

2014

11

## 知って得する



### 賃金実務

金銭や実物の形で従業員に提供されるものは、賃金だけではありません。その代表例が、「福利厚生給付」です。

日本経団連では、毎年、福利厚生費調査を実施していますが、ここでは次のような項目を挙げています。

- 法定福利費
  - 社会保険料（健保・厚生）
  - 労働保険料（労災・雇用）など
- 法定外福利費
  - 住宅関連（住宅、持家補助）
  - 医療（ヘルスケアサポートなど）
  - ライフサポート（育児・介護補助、財産形成など）

現物給与は賃金の一種です。一方、住宅の貸与は、実物による利益供与ですが、一般には賃金とみなされません。「通勤費」は給与明細に記載されていますが、「交通費」は実費清算です。両者の扱いはなぜ違うのでしょうか。こうした賃金の定義にまつわる問題を改めて考えてみましょう。

- 慶弔関係（見舞金等）
- 文化（レクリエーション補助など）

## 社宅は福利厚生が原則 実費弁償交通費も除外

しかし、これらの項目に該当すれば、自動的に福利厚生費と認められるわけではありません。

たとえば、社宅の貸与ですが、原則的には福利厚生施設とみなされず、「福利厚生施設」の範囲はなるべく広く解釈（昭22・12・

9基発第452号）するのが、労使双方にとって便利だからです。

ただし、「住宅の貸与を受けたい者に対して定額の均衡給与が支給されている場合には、その評価額を限度として住宅貸与の利益は賃金である」と解されます。

実務的には、社宅を貸与する際には、社会保険の基準に則り処理されています。社会保険では、まず住宅貸与の利益を「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平26・厚労省告示第20号）に基づいて算

きものなので、それを会社が肩代わりするときは、賃金として取り扱われます。たとえば、平均賃金を計算するときも、「通勤手当を平均賃金算定の基礎から除くことは違法である」という解釈例規が示されています（昭22・12・26基発第573号）。

これに対し、従業員が仕事のために公共交通機関等を使用したとします。その切符代等は、使用者が負担すべき性質のもので、会社が「実費弁償」として、本人に払い戻します。当然、賃金には該当せず、賃金台帳等にも記載しません。

本人がマイカーを使って移動し、会社が一定の基準に従って（たとえば、キロ当たりいくら）、ガソリン代を支払ったとします。通勤に用いければ通勤手当に含まれますが、社用で使用すれば、実費弁償に当たります（運行供用者責任の問題があるので、マイカーの社用使用自体は慎重に考えるべきです）。